

## 令和元年度

### 岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議

#### 【結果概要】

1. 日 時：令和元年9月4日（水）10：00～11：45
2. 場 所：OKB ふれあい会館 岐阜県聴覚障害者情報センター
3. 趣 旨：「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」に基づき、基本的施策の推進に向けて、意見・要望を頂くもの

#### 【主な発言】

##### 1. 平成30年度取組状況および条例施行から2年目を迎えての変化について

- 手話通訳者統一試験の受験者数が、条例の施行と試験無料化により増えたと感じている。テレビ放送に関して、手話通訳士と協会との間において、手話表現の均一化図った。
- ガイドブックに関して、教材として利用されていると聞いたが、指導者が適切な知識を持って指導し、また当事者が説明に伺うなどの取組みができればよりよいのではないかと考える。
- 指導者不足の実態があるため、指導者を養成する必要がある。資料が紙面だと読むことができない。配慮いただきたい。行政窓口において、親切な対応が増えた。条例施行が一つの要因なのではないかと考える。
- 他県でも類似する傾向があるが、事業が増加するばかりであるので、人件費などの従事者についても、考えていかなければいけないところであると考え。
- 盲ろう者掘り起こし事業の効果はみえていないが、今後県の活動と結び付けて、盲ろう者の社会参加が増加することを期待している。
- 失語症者意思疎通支援者養成事業の受講者を増やす必要がある。失語症友の会に足を運んでもらうなどして、検討していただきたい。
- 指導者の高齢化が進んできており、若手の指導者も養成していかなければいけないと考えている。発生訓練事業を紹介してもらえる病院を増やしてほしい。
- 当事者に、協会や団体を知ってもらい、声を届けることが必要である。共生社会の中で当事者がどのように共生していくのか、今後考えていかなければいけない課題だと思う。

- 合理的配慮に関して、視覚障がい児童生徒の教育を担う学校責任者（盲学校長）として、努力義務扱いとされる私立学校の学校生活の対応について配慮の必要性を伝えていかなければと考えている。企業の当事者への対応は、以前より格段に変わってきていると捉えている。
- 人材育成において協会等に支援をもらい、スキルアップを継続していきたい。聾学校教員の派遣要請について、聾の知識を持つセンターとしての機能も果たしていきたい。
- 共生社会とはなどの根本的な部分の教育として各校学習を進めている。全てではなく、福祉全般の学習を通して、生徒自身が何ができるのかを考えてもらうことを大切にしている
- 事業者の立場として、行政側からのアプローチを増やしていく必要があるのではないかと考える。
- 事業者も協力をしていかなければいけないと感じている。ガイドブックを各商工会に配布することや、県職員の出前講座を取り入れるなど、積極的にかかわる必要があると感じる。
- ガイドブックを病院に配置することで、職員と来院された方に対する啓発ということで協力をしていきたいと思う。
- 紙媒体による啓発に加えて、映像媒体による啓発を進めていけばよいのではないかとと思う。他の媒体や切り口による啓発活動はあるのではないかと感じた。
- 他県には動画配信サイトを用いた啓発方法もあり、他県の取組の中でよいものを取り入れていくことも検討していただきたい。